

令和8年度 下水道使用料改定に 関する市民説明会

～将来にわたり

安全・安心な下水道サービスを
継続するために～

北名古屋市 建設部 下水道課

本日の次第

- 1 市長挨拶
- 2 説明内容
- 3 質疑・応答



本日の説明内容

第1部 下水道の役割と北名古屋市の現状

第2部 なぜ、経営改善が必要なのか

第3部 経営改善に向けた北名古屋市の取組

第4部 新しい下水道使用料の具体的な内容

第1部

下水道の役割と

北名古屋市の現状

1 下水道の2つの大きな役割とは

- 『汚水（生活排水）』を処理し、街を**清潔**にします。
- 『雨水（降雨排水）』を排除し、街を**浸水**から守ります。



2 下水道の費用はだれが負担しますか

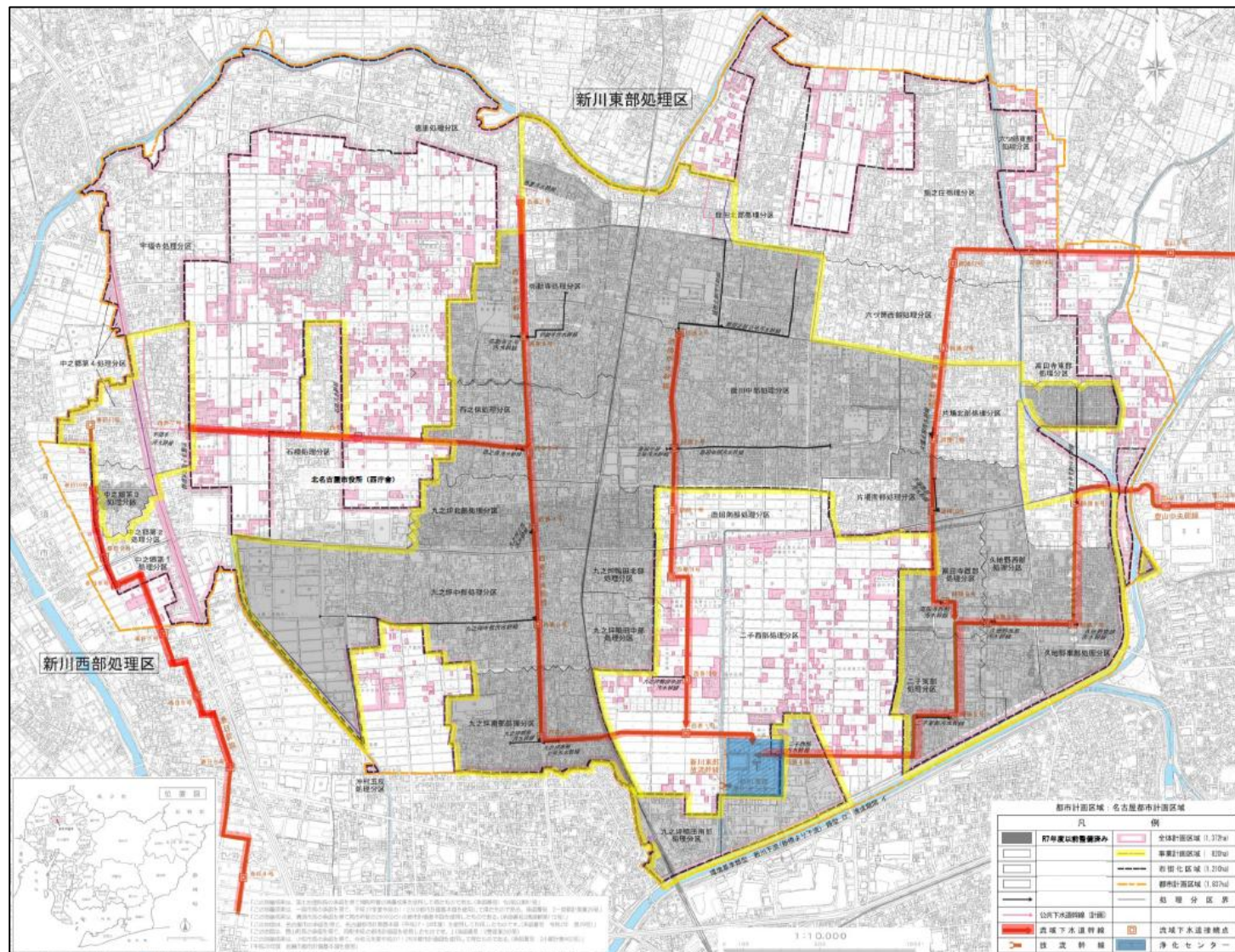
- ・ 汚れた水をきれいにする費用（污水处理費）
→ 下水道を使用する方からの使用料で負担します。
- ・ 雨水対策にかかる費用（雨水処理費）
→ 市民全体に被害軽減効果が及ぶため税金で負担します。

污水处理費	雨水処理費
私費負担(下水道使用料)	公費負担(税金)

これを「**污水私費・雨水公費**」の原則といいます。

3 下水道（污水）整備を着実に進めています

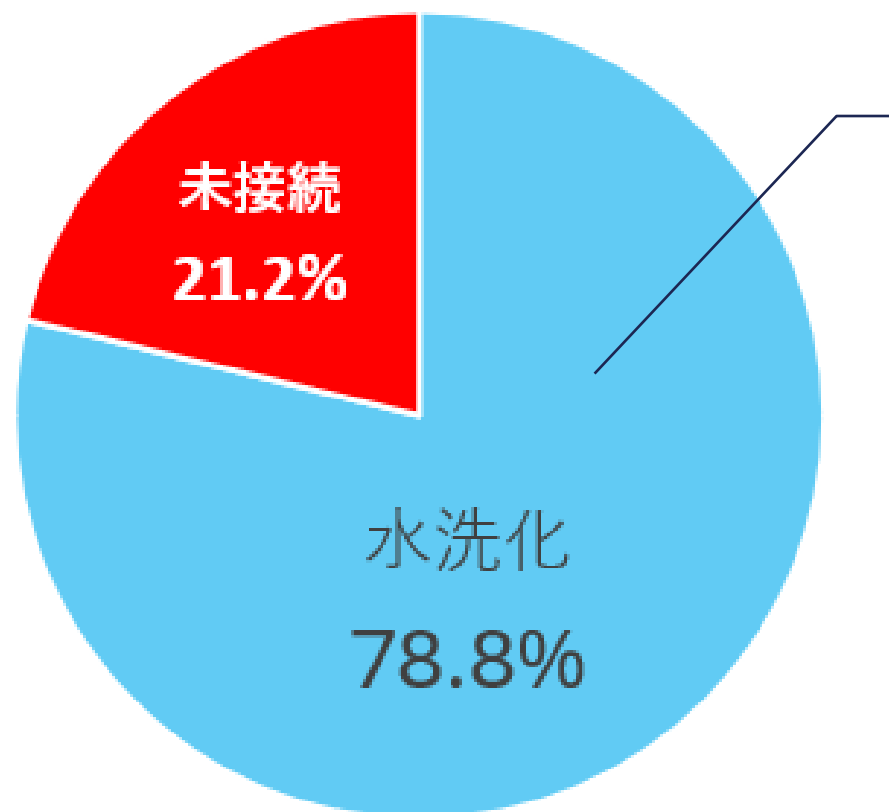
- 污水整備率は
50.1%（R7年度末）
（整備区域686.8ha
全体計画区域1,371.6ha）
- これからも
未普及地域の解消に
向けて、引き続き
整備を進めます。



4 下水道への接続が課題です

- ・下水道が利用できる地域でも接続がお済みでないご家庭もあります。
- ・ご家庭のご理解をいただけるよう、水洗化の促進に取り組んでいます。

- ・水洗化率は
78.8%
- ・未接続率は
21.2%



【水洗化率】
下水道が整備された地域で
下水道を使っている人の割合

処理区域内人口	48,553人
水洗化人口	38,248人
水洗化率	78.8%

(R6年度実績)

第2部

なぜ、

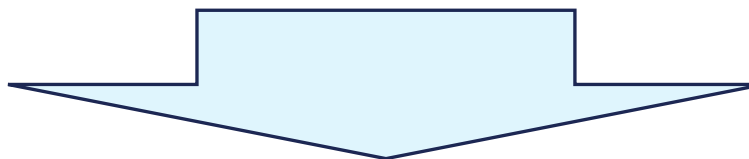
経営改善が必要なのか

1 公営企業会計への移行による経営状況の見える化

令和2年度から公営企業会計へ移行したことにより、
経営状況や将来見通しがより正確に把握できるようになりました。



その結果、**経営上の課題**が明らかになりました。

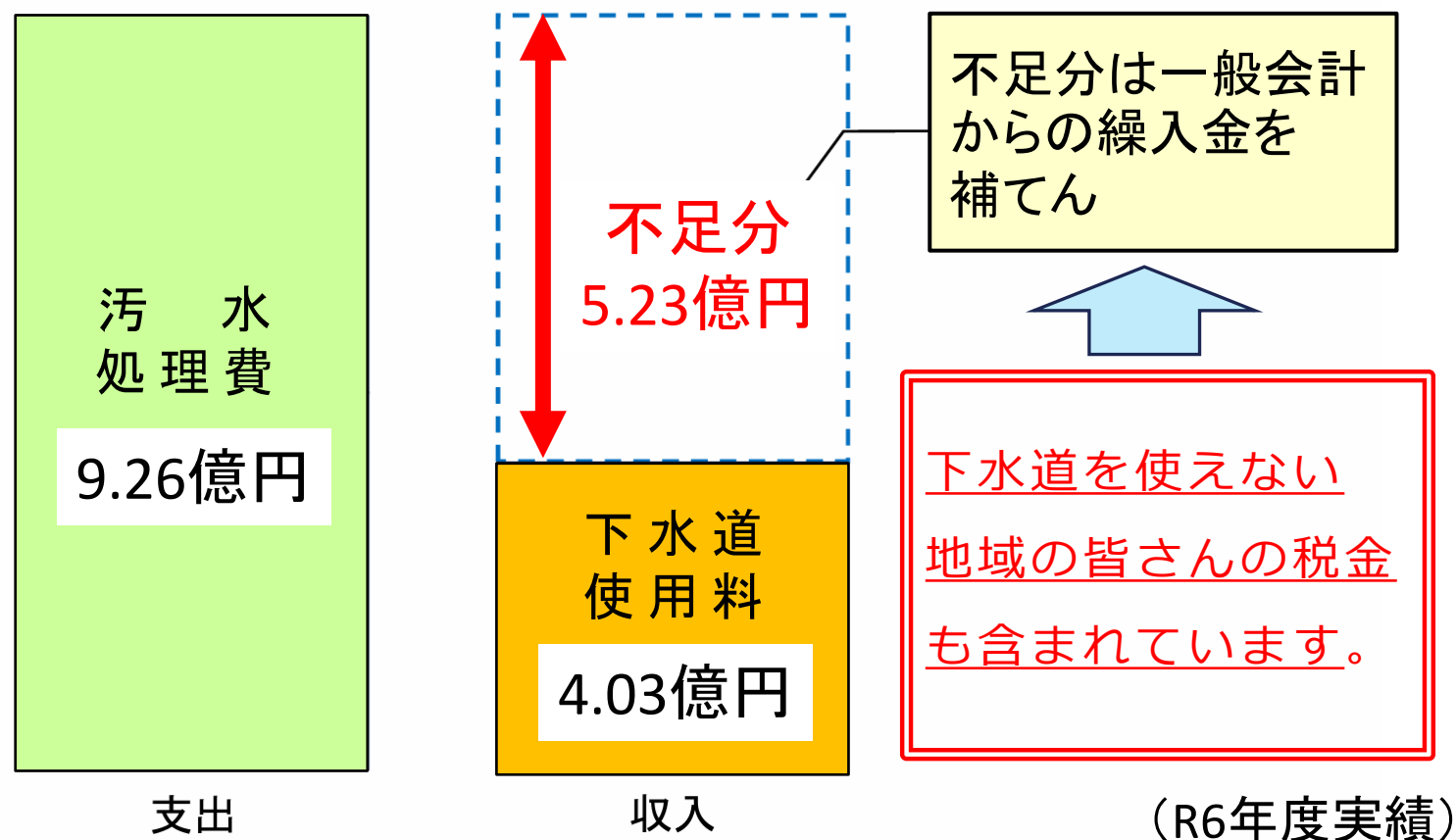


将来にわたり安定した下水道サービスを継続するために、
経営改善に取り組む必要があります。

2 汚水処理費を使用料だけで賄えておりません

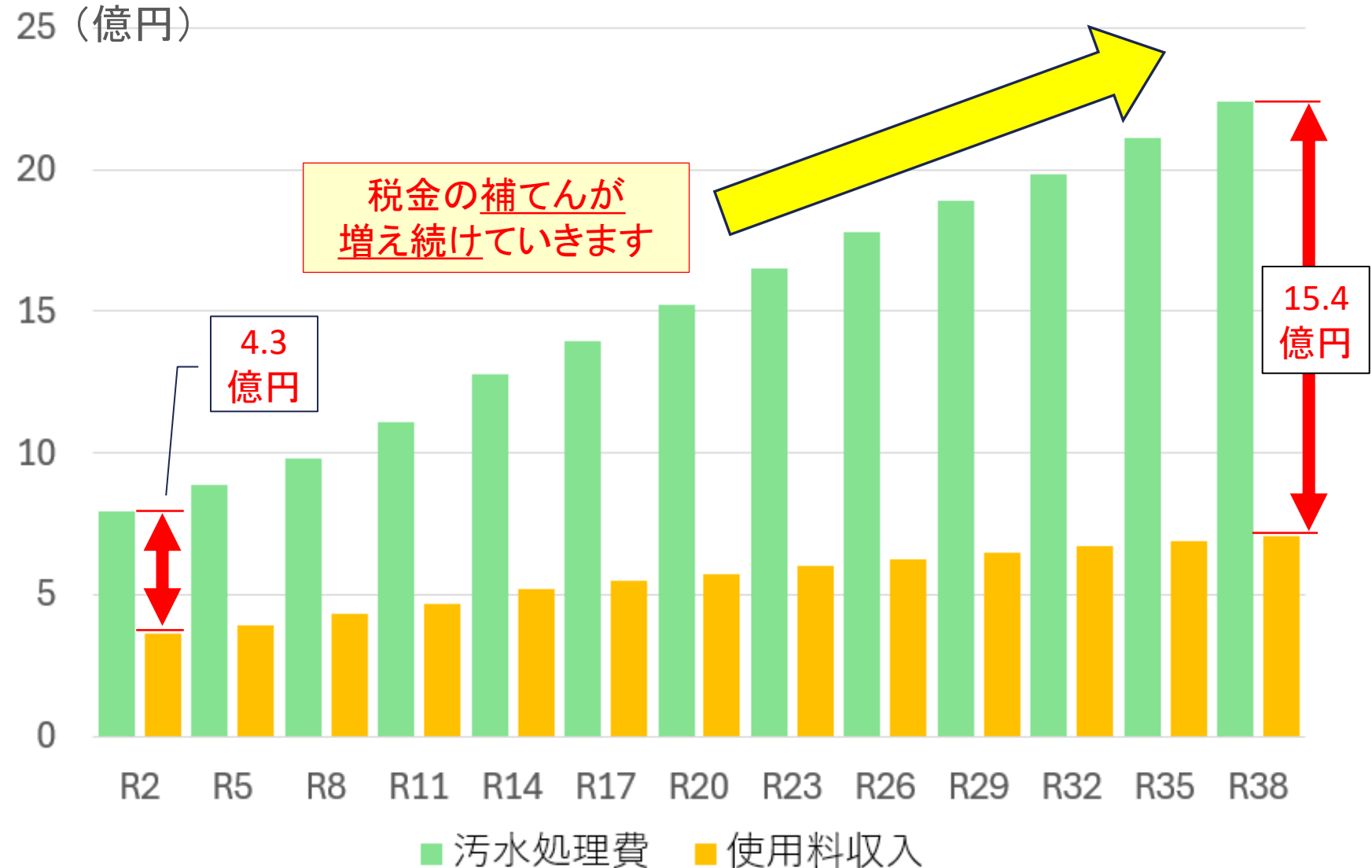
- ・ 汚水処理に係る費用に比べ、**下水道使用料収入が不足**しています。

- ・ 汚水処理費
9億2,600万円
 - ・ 使用料収入
4億300万円
- 差引で
5億2,300万円
の不足です。



3 汚水処理費と使用料収入の差が広がる見込みです

- ・ 将来的には、
汚水処理費は増加
していきます。
- ・ 使用料収入との差が
広がっていき、
税金の補てんが
増え続けていきます。

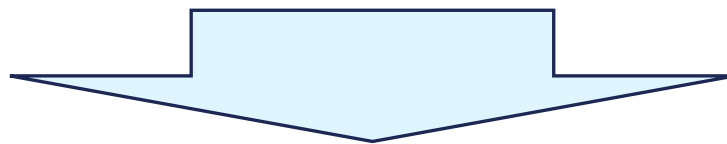


4 経営改善に取り組む必要があります

- 課題 1 : すでに、使用料収入のみでは、汚水処理に必要な費用が賄えておりません。
課題 2 : 今後も汚水処理費の増加が見込まれ、使用料収入との差が大きくなります。
課題 3 : 資材費の高騰、労務費の上昇、金利上昇による支払利息の増加などの将来リスクが高まっています。



不足する維持管理費への公費（税金）の補てんが
今後も増加し続ける見込みです。



安全・安心な下水道サービスを継続するために、
経営改善に取り組む必要があります。

第3部

経営改善に向けた

北名古屋市の4つの取組

1 接続促進による水洗化率向上と安定収入の確保

- ・下水道の利用を進め、水洗化率向上を図ることで使用料収入を確保し、将来にわたり安定した事業運営につなげます。

- ・下水道のPRと理解促進
- ・広報・HP等による経営状況の公開
- ・未接続世帯への個別訪問による普及啓発

＜アンケートの配布＞
住民の意向などを把握



＜情報発信＞
事業の進捗などを共有



＜個別訪問＞
住民理解を深める



水洗化率の向上による安定した使用料収入の確保

2 効率的な事業運営への取組

- ・ 効率的な事業運営のため、3つの施策を検討しています。

施設の計画的な
維持管理

民間ノウハウの
活用

広域連携

- ・ 維持管理コスト
の削減と広域化

→ 民間活力の導入
や近隣自治体
との連携



将来の修繕費の
平準化

効率的な
施設運営

維持管理コストの
削減

3 将来にわたる負担に配慮した事業運営

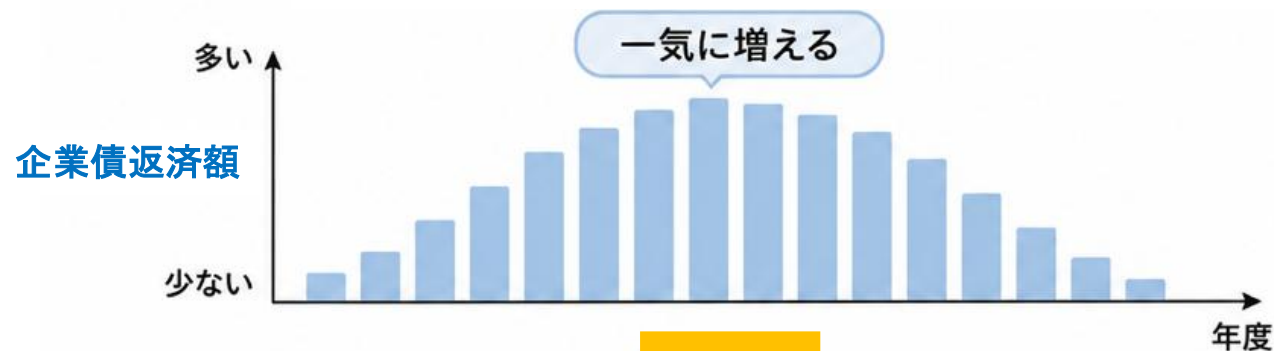
- ・ 急激な負担増を抑えるため、資本費平準化債（国制度）を活用しています。

これまで

工事が多い時期は、企業債返済額が一気に増えてしまう

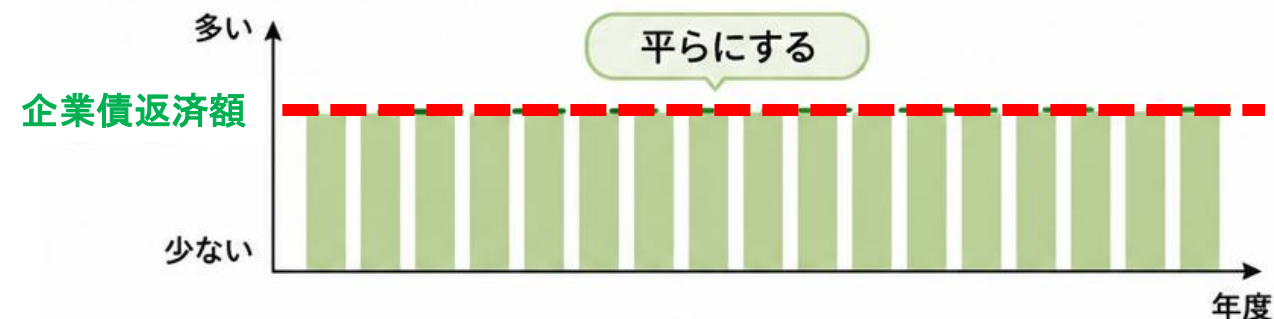
- ・ 財政負担を平準化する取組

→ 資本費平準化債（国制度）
の活用



これから

資本費平準化債を活用し、企業債返済額を平らにします



企業債の返済額を平らにすることで、
安定した下水道サービスを
継続していくための仕組みです。

4 安定した下水道サービスを継続するための使用料改定



北名古屋市
KITAHARA

下水道事業審議会から経営改善策のひとつとして、
使用料改定の答申をいただきました。

物価高騰や借入金利息の上昇など将来リスクが高まるなか
今後も将来にわたり安定した下水道サービスを継続するために
下水道使用料を改定いたします。

下水道の供用開始以来、はじめての使用料改定となります。

第4部

新しい下水道使用料の

具体的な内容

1 新しい下水道使用料（料金表）

※令和9年4月分から適用となります。

（2か月あたり、税抜）

区分	基本 使用料	従量使用料（1m ³ あたりの単価）				
		0～20m ³	21～60m ³	61～100m ³	101～200m ³	201m ³ ～
改定前	1,200円	40円	100円	150円	200円	230円
改定後	1,800円	49円	122円	183円	244円	281円
改定率	+50%	+22%	+22%	+22%	+22%	+22%

2 改定後の使用料目安

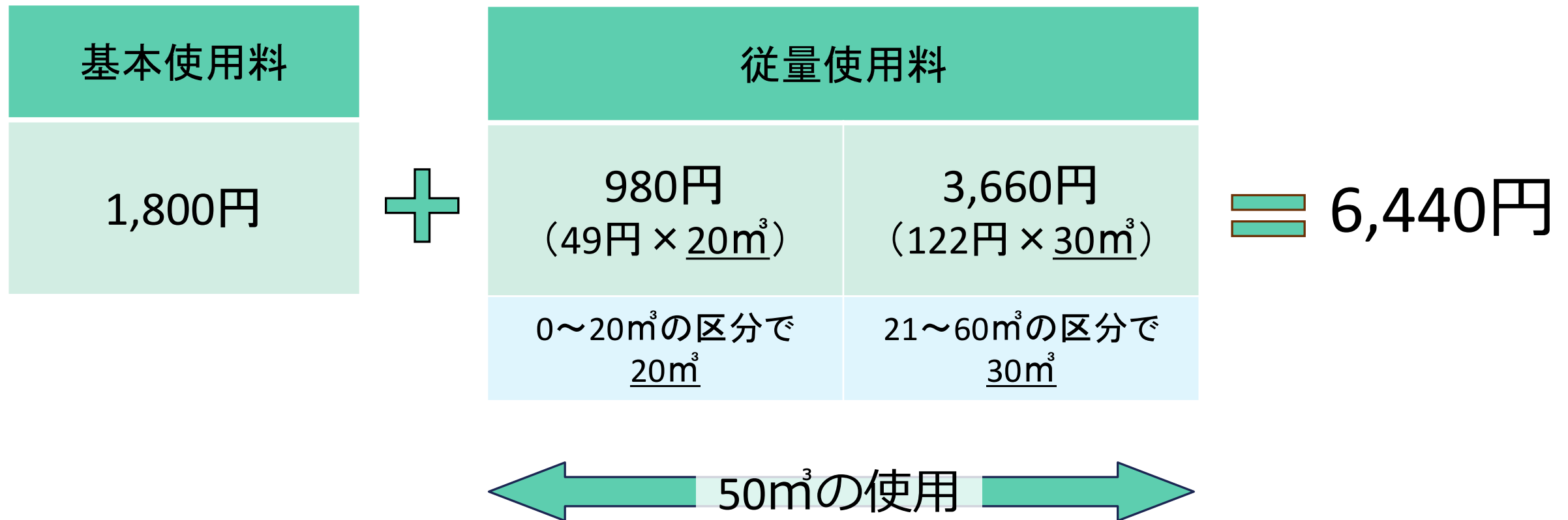
(2か月あたり、税抜)

使用水量	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³
世帯イメージ	 1人暮らし	 2人家族	 3～4人家族		 2世帯家族	
改定前	1,600円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円
改定後	2,290円	2,780円	4,000円	5,220円	6,440円	7,660円
差額	690円	780円	1,000円	1,220円	1,440円	1,660円

3 使用料の計算方法（参考）

（2か月あたり、税抜）

【50m³使用した場合】

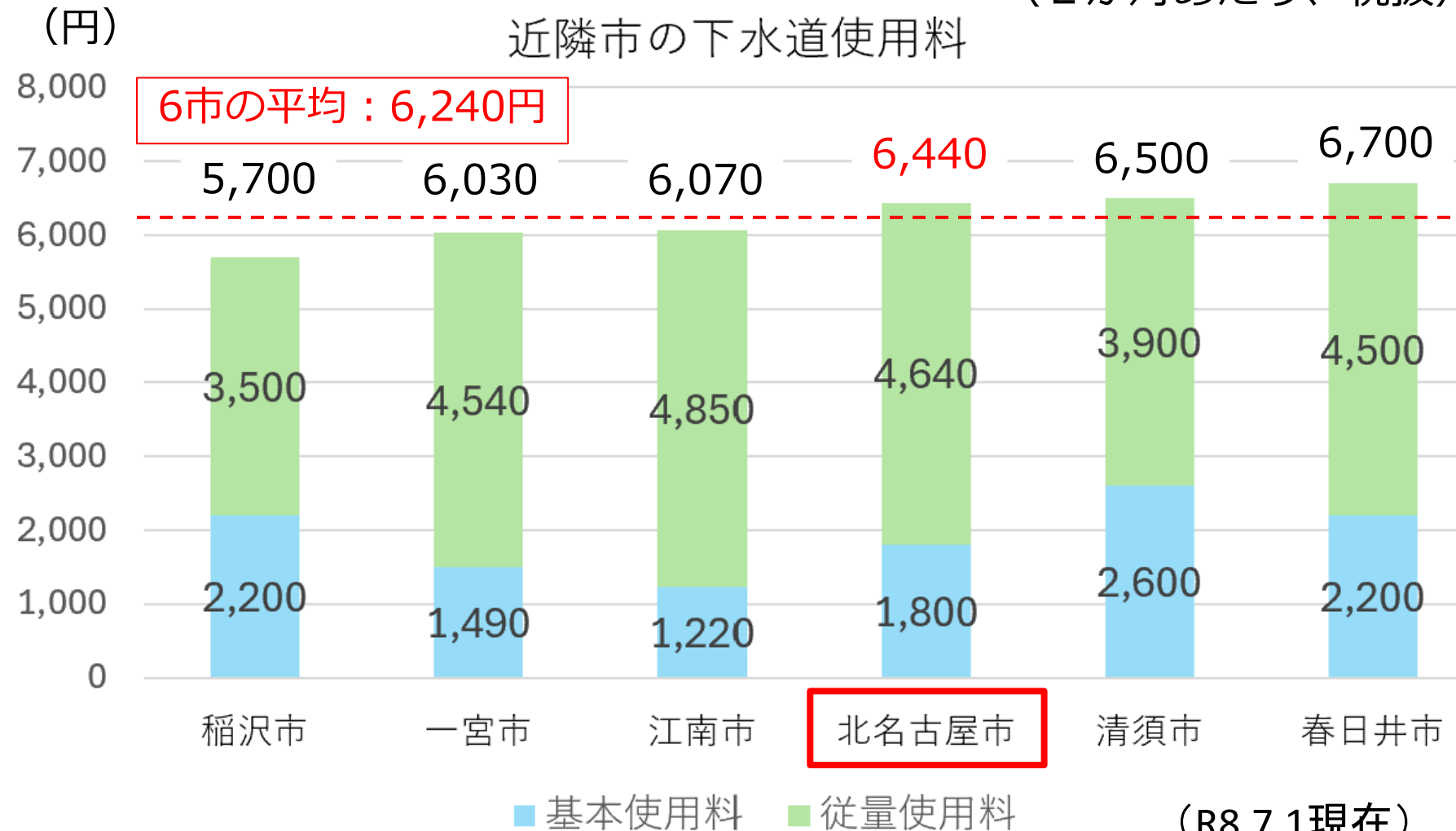


4 改定後の近隣市との料金比較

(2か月あたり、税抜)

【50m³使用される
家庭（約4～5人）
の場合】

- ・ 近隣市と比較して
概ね平均的な水準
となっています。



将来にわたり
安全・安心な下水道サービスを
継続するために

令和9年4月分から使用料改定となりますが、
ご理解とご協力のほど
よろしくお願いいたします。

ご清聴
ありがとう
ございました。

質疑・応答

職員がマイクをお持ちしますので、お席でお待ちください。